

(平成23年6月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福井地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 福井国民年金 事案 262

### 第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から15年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から15年3月まで  
国民年金保険料を納付した確定申告書(控)を提出するので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成13年分及び14年分の確定申告書(控)の社会保険料控除欄を見ると、国民年金保険料としてそれぞれ15万6,770円が申立人の所得から控除されていることが確認でき、当該金額は、各年度の保険料1年分を前納した場合の金額と一致している。

また、当該確定申告書(控)の所得金額等の申告内容から、申立期間当時、申立人は国民年金保険料の納付が困難な生活状況ではなかったものと考えられる。

さらに、当該申告書を作成した税理士は、「平成13年分及び14年分の所得税に係る確定申告書については、申立人の父親に国民年金保険料の納付額を確認して記載したことを覚えている。申立人の父親は、確定申告において、納付していない国民年金保険料を納付したというような虚偽の申告をする人物ではない。」と、当該確定申告書作成当時の状況について具体的に供述しており、申立人が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和36年12月30日）及び資格取得日（昭和38年6月1日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を、昭和36年12月から37年7月までは7,000円、同年8月から38年5月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年9月30日から33年3月1日まで  
② 昭和36年12月30日から38年6月1日まで

申立期間①について、私は、昭和33年3月1日までC社で勤務していたが、32年9月30日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになるので、年金記録を訂正してほしい。

申立期間②について、私は、昭和33年3月1日から40年9月3日までA社で継続して勤務していたが、申立期間②に係る厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和33年3月1日に厚生年金保険の資格を取得し、36年12月30日に資格を喪失後、38年6月1日に同社において資格を再度取得しており、申立期間②における被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間②において当該事業所で継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同職種であった同僚3人は、同社で勤務した期間と厚生

年金保険の加入期間が一致している旨を回答しているところ、いずれも申立期間②に係る厚生年金保険の記録が継続しているほか、複数の同僚が、「当時、A社において短時間労働者はおらず、全員が朝から夕方まで8時間以上は勤務していた。」と供述している。

さらに、申立期間②当時、同社において、厚生年金保険の資格を一旦喪失、再取得している者は、申立人のみである。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人と同職種の同僚の記録から、昭和36年12月から37年7月までは7,000円、同年8月から38年5月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年12月から38年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行してないと認められる。

一方、申立期間①について、C社は昭和61年5月29日に、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も所在不明であり、同社に係る商業登記簿謄本も見当たらないため、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することはできない。

また、申立期間①当時、同社で勤務していた同僚に対して照会を行ったところ、申立人のことを記憶している者はいたものの、申立期間①における申立人の勤務期間及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて、具体的な供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福井厚生年金 事案 462

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月1日から同年8月2日まで

ねんきん特別便が届いたので年金事務所において年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和51年6月1日にA社（現在は、B社）に入社し、55年3月31日に同社を退職するまで継続して勤務しており、申立期間の保険料が給料から控除されているので、厚生年金保険被保険者の資格取得日を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに申立人から提出された昭和51年6月及び同年7月支給の給料支払明細書から、申立人がA社に同年6月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から提出のあった「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準

報酬決定通知書」を見ると、申立人の資格取得日は昭和 51 年 8 月 2 日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 6 月及び同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、平成16年10月を32万円、同年11月を34万円、同年12月から17年6月までを32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②から⑦までに係る標準賞与額について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間②から⑦までの標準賞与額に係る記録を平成15年7月17日は5万8,000円、同年12月15日及び16年7月5日は62万円、同年12月29日及び17年7月13日は60万4,000円、同年12月19日は58万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年10月1日から17年7月1日まで  
② 平成15年7月17日  
③ 平成15年12月15日  
④ 平成16年7月5日  
⑤ 平成16年12月29日  
⑥ 平成17年7月13日  
⑦ 平成17年12月19日

ねんきん定期便を見たところ、①平成16年10月から17年6月までの、標準報酬月額が報酬月額より低く届け出されている上、高い社会保

除料が控除されていること、②平成 15 年 7 月 17 日から 17 年 12 月 19 日までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにも関わらず、標準賞与額の記載が無いことが分かった。

申立期間①及び申立期間②から⑦までの給料支払明細書を提出するので調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給料支払明細書において、その主張する標準報酬月額（平成 16 年 10 月は 32 万円、同年 11 月は 34 万円及び同年 12 月から 17 年 6 月までの期間は 32 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間①における保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤った届出を行ったことを認めていることから、事業主は給料支払明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②から⑦までについて、申立人から提出された賞与支払明細書において、その主張する標準賞与額（平成 15 年 7 月 17 日は 5 万 8,000 円、同年 12 月 15 日及び 16 年 7 月 5 日は 62 万円、同年 12 月 29 日及び 17 年 7 月 13 日は 60 万 4,000 円、同年 12 月 19 日は 58 万 9,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主は、申立期間②から⑦までに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②から⑦までの標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 3 日から 42 年 2 月 28 日まで  
申立期間当時、脱退手当金の制度を知らず、脱退手当金を請求したとや受給した覚えも無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされず、未請求となっており、申立人が2回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し社会人として最初に勤務した事業所の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人が勤務していた申立期間の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性従業員のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 2 月 28 日の前後 3 年以内に資格喪失した申立人を含む者 5 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できるのは申立人のみであることから、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定された昭和 43 年 8 月当時に国民年金への加入手続を行い、同年 4 月からの国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立期間②については、申立人の当該期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 7 月 1 日から 5 年 9 月 30 日まで  
② 平成 5 年 9 月 30 日から同年 12 月 31 日まで

私が A 社を退職した後、申立期間の標準報酬月額が 28 万円から 20 万円に遡って引き下げられているが、申立期間当時の給与はそれ以前と変わらず約 28 万円であったので、当該記録に納得できない（申立期間①）。

また、いつ退職したのかははっきりとは覚えていないが、雇用保険の記録が平成 5 年 12 月 30 日になっているので、厚生年金保険の資格喪失日が同年 9 月 30 日になっていることに納得できない（申立期間②）。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に申立人が勤務していた A 社については、平成 5 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、6 年 4 月 8 日付けで、申立人に係る 4 年 7 月から 5 年 8 月までの標準報酬月額を 28 万円から 20 万円に遡及訂正するとともに、当該事業所が適用事業所でなくなった 5 年 9 月 30 日に遡って申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていることがオンライン記録により確認できる。

しかしながら、当該事業所の閉鎖登記簿から、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、保険料の滞納があったことは覚えているが、社会保険事務所（当時）から督促を受けた記憶は無く、滞納保険

料を減らすための具体的な提案を受けた記憶も無い。申立てに係る遡及訂正等については、私は全く関与していない。」と供述しているところ、当時の複数の同僚及び事業主は、「申立人が給与及び社会保険の事務を担当しており、会社の資金繰りについても申立人が行っていた。」、「実質的に会社を経営していたのは申立人であった。」と供述していることから、当該事業所の取締役及び社会保険の事務担当者であった申立人が、全く関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、自らの標準報酬月額及び資格喪失日に係る処理について無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正及び申立人の申立期間②における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年10月1日から23年10月1日まで  
② 昭和24年5月1日から同年8月1日まで  
③ 昭和25年4月1日から28年3月10日まで  
④ 昭和31年8月15日から32年10月17日まで

私は、昭和22年10月1日から33年3月30日までA社及び同社の関連企業に継続して勤務していたが、申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険被保険者の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社及び同社の関連企業における業務内容を詳細に供述していることから、申立期間①、②及び③において同社並びに同社の関連企業に勤務していたものと推認することができる。

しかしながら、申立期間①について、申立人と同時期に当該事業所に勤務していたとして、申立人が名前を挙げた同僚4人に照会したところ、いずれの同僚も「入社した日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が相違しており、この当時、試用期間があった。」と回答している上、当該同僚等から申立期間において厚生年金保険料が控除されていたことについての具体的な供述は得られなかった。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和23年10月1日付けで、申立人を含む23人が厚生年金保険に加入している実態がみうけられることから、申立期間①当時、事業主は、当該日に在籍していた従業員を一斉に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていた状況がうかがえる。

申立期間②について、申立人は、昭和 24 年 5 月 1 日付けで、A 社から B 社 C 支店に出向したと主張しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は同日付けで同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失している上、B 社 C 支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年 8 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人が、申立人と同時期に A 社から B 社 C 支店に出向したとする同僚のオンライン記録を見ると、A 社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日及び B 社における同保険の被保険者資格取得日は、申立人と同日であることが確認できる。

なお、申立人は、昭和 24 年 5 月 1 日時点で、B 社 C 支店には、役員 1 人、同僚 2 人と出向したと供述していることから、この時点では、同社同支店が厚生年金保険適用事業所の要件（従業員 5 人以上）を満たしていなかったものと考えられる。

申立期間③のうち、昭和 25 年 4 月 1 日から 26 年 1 月 1 日までについて、申立人は、28 年頃まで B 社 C 支店で勤務し、25 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失する事情が無かったと主張しているところ、申立人と同時期に同社同支店に出向し、同じ仕事に携わっていた同僚として申立人が名前を挙げた前記二人の厚生年金保険の加入記録を見ると、申立人と同様、同年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立期間③のうち、昭和 26 年 1 月 1 日から 28 年 3 月 10 日までについて、オンライン記録を見ると、B 社 C 支店は、26 年 1 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが記録されている上、同社同支店に係る被保険者証番号決定簿を見ると、同日付けで被保険者 4 人の健康保険被保険者証を返納している記録が確認できる。

さらに、当時の同僚は、「C 支店を閉鎖する昭和 25 年末頃には、大抵の者が D に戻ってきていたように思う。」と供述している上、申立期間において厚生年金保険料が控除されていたことについての具体的な供述は得られなかった。

申立期間④について、申立人は、「昭和 31 年に E 社を設立し、同時に常務取締役就任した。」と申し立てしているところ、当該事業所に係る商業登記簿謄本及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社は、昭和 32 年 10 月 17 日に法人登記が行われ、同日付けで厚生年金保険適用事業所となっていることが確認できる。

また、申立人の記憶する同僚は、「昭和 31 年 8 月 15 日に申立人と一緒に勤務していた F 社が倒産し、申立期間④当時は、D 市 G 町において一緒に仕事（青色申告会関係）をしていたが、厚生年金保険には加入していな

かった。」と供述している。

さらに、当該事業所は昭和 57 年 3 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、当該事業所において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 10 月 1 日から 30 年 11 月 28 日まで  
私は、昭和 27 年 10 月 1 日から 30 年 11 月 28 日まで A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、10 年ほど前に社会保険事務所（当時）で確認したところ、申立期間について、既に脱退手当金が支給済みと記録されていることが分かった。脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性従業員のうち、厚生年金保険被保険者資格喪失日が申立人の前後 2 年程度であって、2 年以上の被保険者期間のある者 29 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 21 人に脱退手当金の支給記録があり、その全員が資格喪失日から約 6 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性は高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間の脱退手当金に係る資格期間、支給金額及び支給年月日が記載されており、当該支給記録はオンライン記録とも一致している上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間の脱退手当金は、昭和 30 年 12 月 12 日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったこと、及び申立人は、申立期間の事業所を退職後、再就職する意思が無かった旨を供述している

ほか、申立期間から当該制度が創設されるまでの間、厚生年金保険の加入記録が無いことを考え合わせると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。